

事業者団体等支援補助金の対象団体の追加及び申請期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的な影響を受けた商店街団体等が取り組む新型コロナウイルス感染拡大防止事業及び消費回復対策等への補助金について、新たに補助対象となる団体の追加及び申請期間を延長しますのでお知らせします。

1 新たに補助対象となる団体及び補助限度額

団体 商業振興に取り組む業種別組合又は内部団体

団体の要件 次のすべてに該当する団体が対象となります。

- ・商業振興に取り組む業種別の組合又はその内部団体であること。
- ・複数の事業者で構成され、過半数が市内に事業所又は店舗を有すること。
(補助金の対象となるのは市内事業所又は店舗に限ります。)
- ・団体の代表者が市内事業者であること。
- ・会則等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること。
- ・前年度の活動実績が明らかにできること。

消耗品等を購入し会員へ配布する場合や店舗ごとに感染症対策(消毒や飛沫感染防止等)を実施する場合は、市内の事業所又は店舗のみが補助対象となります。

補助限度額 50万円/1団体

2 申請期間の延長

申請期限を令和2年9月30日(水)から令和2年11月30日(月)へ延長します。

(参考) 事業者団体等支援補助金について(令和2年5月28日発表資料)

1 対象者

商店街団体 商店街連合団体 商店街に準ずる団体 商店街応援団体 商工会議所及び商工会内に設置された商業振興に資する部会

2 対象事業

- ・商店街等による新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる取組
- ・商店街等による地域の消費や売上回復にかかる取組
- ・商店街等による団体の持続を目的とした取組
- ・商店街団体等を支援する取組、事業者等を広く支援する取組

3 給付金額

会員数×10万円(上限300万円) ~ 1団体につき上限50万円

4 掲載ページURL

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1019826/1020178.html>

問合せ先

環境経済局 経済部 産業支援課
商業振興班

電話 042-769-9255